

○君津市空き家バンク実施要綱

平成27年9月30日

告示第160号

(趣旨)

第1条 この要綱は、君津市における空き家の有効活用を通して、定住促進及び地域の活性化を図るため、空き家バンクについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 市内で個人が居住を目的として取得し、現に居住していない住宅（近く居住しなくなる予定のものを含む。）及び当該住宅と所有者を同一にするその敷地をいう。ただし、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第34条の2に規定する媒介契約を締結しているもののうち一般媒介契約を締結しているものは、この限りでない。
- (2) 所有者 空き家に係る所有権又は売却若しくは賃貸を直接行うことができる権利を有する者をいう。
- (3) 空き家バンク 空き家の売却又は賃貸を希望する所有者から申込みを受けた情報を、市内への定住等を目的として空き家の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に対し紹介する制度をいう。

(物件の登録)

第3条 空き家バンクによる物件の登録を受けようとする所有者又はその代理人（以下「申込者」という。）は、君津市空き家バンク物件登録申込書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 君津市空き家バンク物件登録カード（別記第2号様式。以下「物件登録カード」という。）
- (2) 同意書及び誓約書（別記第3号様式）
- (3) 市税の滞納がないことを証する書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による登録の申込みを受けたときは、その内容を審査し、登録を認めるときは、君津市空き家バンク物件登録完了通知書（別記第4号様式）により、登録

を認めないときは、君津市空き家物件登録不承認通知書（別記第5号様式）により、当該申込者に通知するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは登録をしないものとする。

(1) 空き家が空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第2項に規定する特定空家等であるとき。

(2) 所有者が暴力団員等（君津市暴力団排除条例（平成24年君津市条例第3号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。

(3) 所有者が市税の滞納をしているとき。

3 市長は、前項の審査に当たり必要があると認めるときは、実地による検査をするものとし、申込者はそれに協力しなければならないものとする。

4 第2項の規定により登録した場合は、君津市空き家バンク物件登録台帳（別記第6号様式。以下「空き家台帳」という。）に登録するものとする。

5 市長は、空き家台帳に登録した物件について、市が空き家の仲介に関し協定を締結した一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会南総支部（以下「南総支部」という。）に対し、当該空き家に関する交渉及び売買、賃貸借等の契約の仲介（以下「仲介等」という。）を依頼できるものとする。

6 南総支部は、前項の依頼があったときは、当該空き家に係る調査及び仲介等を行う宅地建物取引業者（以下「取扱業者」という。）を決定するものとする。

7 市長は、第2項の規定による登録をしていない空き家で、空き家バンクによる物件の登録を受けることが適当と認めるものは、空き家バンクへの登録を勧奨するものとする。

（物件登録に係る登録事項の変更の届出）

第4条 前条第4項の規定により空き家台帳に登録された申込者（以下「物件登録者」という。）は、当該空き家台帳の登録事項に変更があったときは、君津市空き家バンク物件登録変更届出書（別記第7号様式）に登録事項の変更内容を記載した物件登録カードを添えて、市長に提出しなければならない。

（物件登録の取消し）

第5条 市長は、次に掲げる事項に該当するときは、空き家台帳の登録を取り消し、君津市空き家バンク物件登録取消通知書（別記第8号様式）により、当該物件登録者に通知するものとする。

(1) 空き家に係る所有権その他の権利に移動があったとき。

(2) 登録から2年を経過したとき。

(3) 君津市空き家バンク物件登録取消依頼書（別記第9号様式）の提出があったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が空き家台帳に登録されていることが不相当と認められたとき。

（情報提供及び利用登録）

第6条 市長は、必要に応じて、空き家台帳の情報の一部（以下「物件情報」という。）を、市のホームページその他の方法により公開するものとする。

2 利用希望者は、物件情報の提供を受けようとするときは、君津市空き家バンク利用登録申込書（別記第10号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 誓約書（別記第11号様式）

(2) 市税の滞納がないことを証する書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の規定による利用登録の申込みがあったときは、その内容等を確認し、申込みをした者が次の各号のいずれかに該当するときは、君津市空き家バンク利用者台帳（別記第12号様式。以下「利用者台帳」という。）に登録するものとする。

(1) 空き家に定住し、又は定期的に滞在して、君津市の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協調して生活できる者

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が適当と認めた者

4 前項の規定にかかわらず、利用希望者が次のいずれかに該当するときは、利用者台帳に登録しないものとする。

(1) 市税の滞納があるとき。

(2) 暴力団員等であるとき。

5 市長は、第3項の規定により、利用者台帳への登録を認めるときは君津市空き家バンク利用登録完了通知書（別記第13号様式）により、登録を認めないときは君津市空き家バンク利用登録不承認通知書（別記第14号様式）により、当該申込みをした者に通知するものとする。

（利用登録に係る登録事項の変更の届出）

第7条 前条第3項の規定による登録を受けた者（以下「利用登録者」という。）は、登録事項に変更があったときは、君津市空き家バンク利用登録変更届出書（別記第15号

様式)を、市長に提出しなければならない。

(利用登録者の登録の取消し)

第8条 市長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンクの利用登録を取り消し、君津市空き家バンク利用登録取消通知書(別記第16号様式)により、当該利用登録者に通知するものとする。

- (1) 空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 申込内容に虚偽があったとき。
- (3) 空き家バンク利用登録の取消しの申し出があったとき。
- (4) 利用登録から2年を経過したとき。ただし、改めて登録申込を行うことにより再登録した場合は、この限りでない。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が利用者台帳に登録されていることが適当でないことを認めるとき。

(物件交渉の申込み等)

第9条 利用登録者は、物件登録者と交渉をしようとするときは、君津市空き家バンク物件交渉申込書(別記第17号様式)により、市長に申し込まなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、当該申込みをした者が交渉を希望する物件の物件登録者及び取扱業者へその旨を通知するものとする。
- 3 前項の通知を受けた物件登録者及び取扱業者は、当該交渉の結果を君津市空き家バンク物件交渉結果報告書(別記第18号様式)により遅滞なく市長に報告しなければならない。

(物件の仲介等)

第10条 市は、物件登録者と利用登録者との空き家に関する交渉及び売買、賃貸借等の契約については、直接これに関与しない。

- 2 取扱業者が決まっていない空き家について、当該空き家の物件登録者又は市長は、南総支部に対し、仲介等を依頼できるものとする。
- 3 第3条第6項の規定は、前項の規定による仲介等を依頼した場合に準用する。

(適用上の注意)

第11条 この要綱の適用に当たっては、空き家バンク以外による空き家の取引を妨げないように留意しなければならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和2年3月31日告示第46号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日告示第59号）

この告示は、令和3年4月1日に施行する。

附 則（令和7年3月31日告示第43号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別記第1号様式(第3条第1項)

君津市空き家バンク物件登録申込書

年 月 日

君津市長 様

申込者 住 所
氏 名
電話番号

君津市空き家バンク実施要綱を遵守し、同要綱第3条第1項の規定により、別紙「君津市空き家バンク登録カード」(第2号様式)のとおり空き家バンクへ物件の登録を申し込みます。

なお、空き家バンクに登録した物件に関する交渉及び売買、賃貸借等の契約の仲介を、君津市が空き家の仲介に関し協定を締結した一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会南総支部に依頼(します・しません)。

第2号様式(第3条第1項)

君津市空き家バンク物件登録カード

物件登録番号		分類	土地・建物	<input type="checkbox"/> 賃貸 <input type="checkbox"/> 売却	
空き家所在地	君津市		空き家の状態の目安		
価 格	<input type="checkbox"/> 賃貸	円/月	<input type="checkbox"/> 敷金	ヶ月	
	<input type="checkbox"/> 売却	円	<input type="checkbox"/> 礼金	ヶ月	
所 有 者 管 理 者	〒		住所		
	フリガナ		TEL		
	氏 名		FAX		
	携 帯		メール		
そ の 他 連 絡 先	〒		住所		
	連絡先名		TEL		
物 件 の 概 要	面 積		構 造	建 築 年	
	土 地	m ²	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 軽量鉄骨造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> その他	年	
	建 物	1階		坪	補修の要否
		2階		坪	<input type="checkbox"/> 補修は不要 <input type="checkbox"/> 多少の補修必要 <input type="checkbox"/> 大幅な補修必要 <input type="checkbox"/> 現在補修中
	間取り	1階	<input type="checkbox"/> 居間()畳 <input type="checkbox"/> 台所 <input type="checkbox"/> 風呂 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> その他()		
2階		<input type="checkbox"/> 洋室()畳 ()畳 <input type="checkbox"/> 和室()畳 ()畳 ()畳 <input type="checkbox"/> 洋室()畳 ()畳 <input type="checkbox"/> 和室()畳 ()畳 ()畳 <input type="checkbox"/> その他()			
利 用 状 況	<input type="checkbox"/> 放置()年 <input type="checkbox"/> 別荘 <input type="checkbox"/> その他()				
設 備 状 況	電 気	<input type="checkbox"/> 引き込み済み <input type="checkbox"/> その他()		トイレ	<input type="checkbox"/> 水洗 <input type="checkbox"/> 汲取り / <input type="checkbox"/> 和 <input type="checkbox"/> 洋
	ガ ス	<input type="checkbox"/> プロパンガス <input type="checkbox"/> 都市ガス <input type="checkbox"/> その他()		車 庫	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	風 呂	<input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 灯油 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> その他()		物 置	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	水 道	<input type="checkbox"/> 上水道 <input type="checkbox"/> 簡易水道 <input type="checkbox"/> その他()		庭	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	下 水 道	<input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> 浄化槽 <input type="checkbox"/> その他()		そ の 他	
特 記 事 項	<p>※抵当権、相続登記及びその他説明事項等がある場合は、特記事項欄へ記載してください。</p>				
受 付 日	年 月 日	現地確認日	年 月 日		
登 録 日	年 月 日	有効期限	年 月 日		
登録抹消日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 契約成立 <input type="checkbox"/> 登録抹消 <input type="checkbox"/> その他()			
<p>当該登録カードの記入内容について、所有者情報、所在地番及び特記事項の登記事項を除き <input type="checkbox"/> 空き家バンク担当課窓口で公開することに同意します。 <input type="checkbox"/> HP、広報誌等で広く一般に公開することに同意します。</p>					

(裏)

主要施設等への距離	<input type="checkbox"/> 駅	km	その他物件の設備、特徴、アピールポイント等
	<input type="checkbox"/> バス停	km	
	<input type="checkbox"/> 市役所	km	
	<input type="checkbox"/> 病院	km	
	<input type="checkbox"/> 消防署	km	
	<input type="checkbox"/> 警察署	km	
	<input type="checkbox"/> 保育園	km	
	<input type="checkbox"/> 小学校	km	
	<input type="checkbox"/> 中学校	km	
	<input type="checkbox"/> 文化施設	km	
	<input type="checkbox"/> 公園	km	
	<input type="checkbox"/> スーパー	km	
	<input type="checkbox"/> ホームセンター	km	
	<input type="checkbox"/> コンビニ	km	

【地図】(別紙可)

【間取】(別紙可)

第3号様式(第3条第1項)

同意書及び誓約書

年 月 日

君津市長 様

フリガナ
氏名



私は、君津市空き家バンクへの空き家の登録に当たり、事業の趣旨を理解し次の事項について同意し、又は誓約した上で申し込みます。

【同意事項】

- 1 登録した空き家の情報の一部（所在地、物件の概要及び写真）について、ホームページ、広報誌、空き家バンク担当窓口等で一般に公開すること。
- 2 空き家の利用登録者及び仲介業者並びに君津市と空き家対策等で連携している企業、団体等に対して、登録された情報を提供すること。
- 3 空き家バンク担当課が、登録申込物件や所有者等の調査を行うこと、調査に必要な範囲において官公署等に対して書類の閲覧又は資料の提出を求めること。

【誓約事項】

- 1 申込書記載事項に偽りはなく、空き家の利用登録者との誠意ある交渉及び契約に臨み、交渉及び契約に関する問題が起きた場合は、私と空き家の利用登録者との間で解決すること。
- 2 空き家バンクの利用を通じて得られた利用登録者の個人情報等を適正に利用し、決して他の目的に利用しないこと。
- 3 君津市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等ではないこと。

注意事項

君津市では、情報の紹介や必要な連絡調整等を行いますが、「所有者」「利用登録者」間で行う物件の賃貸・売買に関する交渉及び契約等に関しての仲介行為は行っていません。これらの行為で生じた争いについては、当事者間において責任を持って解決してください。

第4号様式(第3条第2項)

君津市空き家バンク物件登録完了通知書

年 月 日

様

君津市長



年 月 日付けで申込みのあった物件の空き家バンクへの登録が完了したので、君津市空き家バンク実施要綱第3条第2項の規定により通知します。

登録番号：第 号

空き家所在地：

登録日： 年 月 日

有効期限： 年 月 日

第5号様式(第3条第2項)

君津市空き家バンク物件登録不承認通知書

年 月 日

様

君津市長



年 月 日付けで申込みのあった物件の空き家バンクへの登録を、不承認としたので、君津市空き家バンク実施要綱第3条第2項の規定により通知します。

不承認の理由

第7号様式(第4条)

君津市空き家バンク物件登録変更届出書

年 月 日

君津市長 様

届出者 住 所
氏 名

下記のとおり空き家バンクの物件について、登録事項に変更があったので、君津市空き家バンク実施要綱第4条の規定により届け出ます。

記

登録番号：第 号

変更内容：別紙君津市空き家バンク物件登録カード記載のとおり

第8号様式(第5条)

君津市空き家バンク物件登録取消通知書

年 月 日

様

君津市長

印

空き家バンクの物件の登録を取り消したので、君津市空き家バンク実施要綱第5条の規定により通知します。

登録番号：第 号

空き家所在地：

取消理由：

第9号様式(第5条)

君津市空き家バンク物件登録取消依頼書

年 月 日

君津市長 様

住 所
依頼者
氏 名

君津市空き家バンク実施要綱第5条の規定により、空き家バンクの物件の登録の取消しを依頼します。

登録番号：第 号

取消理由：

第10号様式(第6条第2項)

君津市空き家バンク利用登録申込書

年 月 日

君津市長 様

住 所
(フリガナ)
申込者 氏 名
電話番号
FAX 番号
電子メール

空き家バンクを利用したいので、君津市空き家バンク実施要綱第6条第2項の規定により
申し込みます。

移転理由	定住 ・ 二地域居住 ・ 就農 ・ 転勤 その他()			
勤 務 先	名 称			
	住 所			
	連 絡 先			
家 族 構 成	氏 名	続柄	生年月日	職 業
		本人		
希 望 条 件	家 賃	円/月～		円/月
	地 域			
	間 取 り	部屋以上		m ² 以上
	車 両 の 有 無	無 ・ 有(台)		
	ペ ッ ト の 有 無	無 ・ 有()		
	入 居 時 期	年 月 日頃		
	そ の 他 条 件			

第13号様式(第6条第5項)

君津市空き家バンク利用登録完了通知書

年 月 日

様

君津市長



年 月 日付で申込みのあった空き家バンクの利用登録について、登録が完了したので、君津市空き家バンク実施要綱第6条第5項の規定により通知します。

登録番号：第 号

住 所：

氏 名：

登 録 日： 年 月 日

有効期限： 年 月 日

第14号様式(第6条第5項)

君津市空き家バンク利用登録不承認通知書

年 月 日

様

君津市長



年 月 日付で申込みのあった空き家バンクの利用登録を、不承認としたので、君津市空き家バンク実施要綱第6条第5項の規定により通知します。

不承認の理由

第15号様式(第7条)

君津市空き家バンク利用登録変更届出書

年 月 日

君津市長 様

登録番号 第 号
届出者 住 所
氏 名

下記のとおり空き家バンクの利用登録について、登録事項に変更があったので、君津市
空き家バンク実施要綱第7条の規定により届け出ます。

記

変更内容：

第16号様式(第8条)

君津市空き家バンク利用登録取消通知書

年 月 日

様

君津市長



空き家バンクの利用登録を取り消したので、君津市空き家バンク実施要綱第8条の規定により通知します。

登録番号：第 号

住 所：

氏 名：

取消理由：

第17号様式(第9条第1項)

君津市空き家バンク物件交渉申込書

年 月 日

君津市長 様

登録番号 第 号

申込者 住 所

氏 名

君津市空き家バンク実施要綱第9条第1項の規定により、必要書類を添えて申し込みます。

希望物件番号：第 号

希望物件所在地：

第18号様式（第9条第3項）

君津市空き家バンク物件交渉結果報告書

年 月 日

君津市長 様

物件登録者

登録番号 号の物件について、交渉の結果を報告します。

記

1 利用登録者

2 成立の可否：成立・不成立

3 売買・賃貸借契約金額（成立した場合のみ記入）

(1) 売 買 円

成約日 年 月 日

(2) 賃 貸（月） 円

契約期間 年 月 日 ~ 年 月 日